経済史から見た法制度の変遷:古代後期(131年~760年)

児島秀樹

要旨

古代後期の第1紀(131~340)には古来の作法が生き残っていた。神殿を中心として人々は集団(国家的集団)を作り、古来の神々を信奉した。しかし、第2紀(341~550)になると、個々の都市レベルで神殿が維持されることは許されず、古来の神々は密儀宗教の座に転落した。代わって登場するのが、集団の組織化に長けた教学(のちの宗教)であり、帝国統治のための法典の整備であった。教学は共同体を結成した。第3紀(551~760)には、法の整備が進むにつれて、属人法から属地法に大きな性格変化を遂げながら、君主の法が確立してきた。その結果、君主の独善を縛るために、官僚達が教学(宗教)の法を体系的・制度的に築き上げた。

個別の史実として、中国、西アジア、ヨーロッパのみをとりあげた。

キーワード: 教学、法典、官僚制、法の経済史

<0.0>本稿の位置付け

前稿の繰り返しになるが、本稿の認識関心は 現代の法制度や経済制度の再検討である。ただ し、具体的な内容としては近代の経済史研究者 が見た古代後期の法制史にすぎない。経済学部 1年生用の「経済史入門」という科目の補助教 材としても利用する⁽¹⁾。

一連の論述では⁽²⁾、時代は630年区切りで分けているので、ここで扱う古代後期は、紀元後131年から760年までである。この時期は大雑把なところ、ローマ帝国の区分で、late antiquity(古代末期)と表現される時期に多少重なる。例えば、Cameron2012は古代末期を395~700年としている。

なお、歴史的事件の前後関係を確認するために、君主の在位が手がかりになることが多い。 君主の名が初出の場合は、その在位を名前のあとに(r.即位年~退位年)という形式で記す。 この「r.」はregnavit(レグナウィット: reigned) という意味である。

<0.1> 問題意識

社会科学の対象を「客観的」に認識しようと 思っても、帰属意識や自分の思想・思惑によっ て、しばしば対象が逆転して理解される。

精神分析分野の用語で投影性同一視 (projective identification) という概念がある。 メラニー・クライン(Melanie Klein: 1882~ 1960)が子どもの精神分析を通じて、1946年に 原始的防衛機制の一つとして発表した概念である。この概念を成人に応用してみよう。例えば、自分が配偶者に受け入れてもらっていないと思い、そのため配偶者を嫌うようになったとする。その場合、相手の言動を家庭内暴力であると考えると自分を守れる。そして、そのような主張を繰り返して、自分を被害者にしてしまうだけでなく、実際に、DV加害者を作ってしまう。フランス映画『ジュリアン』(2017年)の母親の行動がこのタイプであろう。

投影性同一視と同様の手法は、原理的には、 社会科学でもしばしば観察される。社会科学の 場合は、自分の認識手法に固執して、他者をお としめて理解する、という認識手法になる。自 分の思想体系の中で正しさが証明されたら、そ れで良しとする。しばしばそのために数学が利 用される。自分が反証不可能な事柄を主張した いため、相手方のみ反証不可能なことを主張し ていると言いくるめる。この言いくるめ方はサ イモン2013(pp.59-62)で紹介されている潜在 的攻撃性パーソナリティーに近い。

生物学者のハーディン(Garrett Hardin: 1915~2003) が主張し、経済学の一部の理論に なってしまっている「コモンズの悲劇」論がこ の典型例かもしれない。コモンズの悲劇論は現 代しか知らない研究者が現代の所有権的発想法 から、コモンズが生きていた中世社会の規範を 拒否するために作り上げた理論である。現実は この悲劇論とは逆の歴史になる。16世紀頃から 地主層が自分の所有権(領有権)を主張して、 共同体成員が守っていたコモンズの資源を強奪 するようになった。共同体の用益権(コモン ズ)が失われ、物権(所有権)だけの世界が生 まれる。しかし、悲劇論は、多数者が土地を利 用できると資源が枯渇してしまう、すなわち、 コモンズがあると悲劇が生まれると結論する。 史実が逆転する⁽³⁾。所有権的発想法に慣れる

と、無所有地に対しては何をしてもいいという 意識が生まれ、世界各地の無所有地(例えば 海)の資源(例えば鯨)の枯渇を招いたという 歴史的現実が無視される。海と異なり、コモン ズは共同体成員が全員で共同管理していて、資 源を略奪する者は共同体から追放される。

<0.2>自由という概念

石井2019 (p.1) は従来の仏教史の特徴をまとめて、「仏教の歴史は釈尊観の変化の歴史にほかならない。それぞれの時代のそれぞれの人びとが、自分にとって好ましいイメージを仏教の開祖である釈尊に投影してきた」と述べる。現代人の価値意識を投影して、自己正当化し、極端に言えば、歴史を捏造した。同様な話はどこにでもある。歴史学では日本の「鎖国」論やヨーロッパの「自由社会」論がこれに近い。

ヨーロッパはかなり独裁的な要素が強い社会である。君主権力が強すぎて、自由がないため、自分たちは自由のために戦ったと主張する。他方、中国では「自由」概念はあまり育たなかった。ヨーロッパは自由民対不自由民という概念で身分を差別したのに対して、中国では良民対賤民という概念で身分を固定化しようとした。中国にも実態としての自由はある。西洋の自由の概念では中産階級以上はたいてい自由人である。中国にも、中産階級以上で、支配者になる可能性のある身分があり、それは良民と呼ばれる。中国は支配・隷属とは異なる身分制度であったため、支配からの自由という西洋的概念は育たなかった。

支配や統治の意味が東西で異なる。判断基準 が「自由」にある社会と、道徳規範(「礼」)に ある社会の相違があるにすぎない。

<1.0>古代後期の法

古代後期(131~760年)に多くの地域で法が体系化される。国内の頂点にいる統治者(皇帝、国王、君主)を中心として、国家機関が整備され、官僚制も整う。官僚間の争いを調整する行政法だけでなく、刑事・民事の法体系も整備される。西洋と異なり、中国では「法」と「制度」という言葉が近い意味を持つので、両文明間で、しばしば同じ物事も別ものとして理解されることがある。全体像が異なると、細部が違って見える。

<1.1>法の成立

古代後期に、「法」が人々を強制するものと して、誕生する。神に従えという強制ではな く、君主が強制するし、強制するのが当たり前 であると考える法である。ただし、漢とローマ 帝国では、法の意味が異なる。漢の文帝 (r.前 180~前157) に仕えた賈誼(前200~前168) は 儒教の礼を正当化した。「法は、已然の非をた だすものであって、その点では有効であるが、 しかし未然の非を防ぐには、じゅうぶんでな い。一 礼は人を教育して是非を自覚せしめ、 自制心を強め、非を未然に防ぐ。礼の効は法の それに勝るものである」(竹内1999、p.197より 引用)。法家・道家や仏教の影響も大きいが、 中国では主として儒教の思想に従って、礼とい う人を導く道に従うことが求められ、法という 人を罰する強制力は、少なくとも思想的には二 番手に置かれた。

ローマ帝国では法が強制力として形式主義的に固まってしまったので、人間を統治するため、夢を語る教学(宗教)が生まれてきた。ここで、「教学」を仏教用語としてではなく、中世の宗教以前の古代後期の宗教を指す言葉として利用する。教学の特徴は3点にまとめられ

る。1) 経典の整備を通じて、学ぶべき事柄が 文字で伝承されるようになり、2) その伝承を 組織的に受け継ぐ専門家集団が各地に配置さ れ、子弟の教育が行われ、3) その思想に従っ て、国家官僚として行政も担う行政集団が生ま れる。

教学は一般的には宗教として扱われる。それは通常、道教、儒教、キリスト教、イスラーム教などとして研究対象となる。しかし、現代の国家官僚が自然科学や社会科学系の知識や思想体系で思想武装している姿は、教学を学んで官僚として活躍している古代後期の実務家と同じである。

<1.2>強制する法

結論から言えば、君主(王や皇帝)が何らかの形で強制するものが法になった。君主が望むので、家臣はそれに従わないといけない。それが法として固まる。

古代中期(前500~後130年)には神の教えにすぎなかったものが、古代後期に教学という形をとる。君主(政治)権力の意のままにされる領域(政治)を認めながらも、君主の独善には従わない思想体系が教学である。教学は理想を語る。教学を作り上げた思想家達は神として思い上がらないように、神や天子の言葉を聞くという姿勢を貫いた。

佐々木2012 (p.22) によると、キリスト教徒は人間にとって大事な価値は救われることであり、神の国のメンバーになることであると理解し、それによって、神の恩寵を受けることを重視する。古代後期では、同じ内容が、祭祀で実現する。皆で行動すること、社会(神の国)の一員になって、一体感を持ち、帰属意識をもつことで、自己同一性(identity)が保たれる。

<1.3>正しく適用する

古代初期から、「正しさ」は神に従うことであった。そのため、たがいに我こそは神の言葉を知っている、時には、啓示を受けていると主張する。互いに自己主張はするが人間であるという謙虚さは持っていた。マラヴァル2005(p.54)によると、東ローマ皇帝ユスティニアヌスでさえ、法を編纂する際、「神の御意に叶い、その臣民にとって有益となる」諸施策を考えるために連日連夜を過ごした。しかし、同時にユスティニアヌスは「皇帝は生ける法」であると宣言した(マラヴァル2005、p.12)。5世紀半ば以降、東ローマ皇帝は総主教の手で聖別された。

法の個々の規定は皇帝の意志ではないし、国 民の意志でもない。神の意志であるという言い 訳をしないと、対立が生じる。他者を納得させ るために、言葉でごまかす。そのごまかしが法 を作る。20世紀まで、これは、紛争解決の一つ の手法であった。正しいことをしているように 見せかけておけばいい。

<1.4>各種の法

古代後期に、帰属意識を持てる集団が限定された。そして、その中で作用する規範を法と呼ぶようになった。その法が適用される範囲(国家や都市、身分や教団)を逸脱して、国民・市民以外の人間に、人間であるから適用される法(現代の「人権」の起源となる法や倫理感)は、中国では「道」、古代ローマでは自然法と表現された。ローマでは、市民間の法廷での争いは十二表法を判断基準とされたが、外国人係法務官が関与した外国人との紛争では、自然法思想や商慣習、信義誠実等の道徳規範を根拠として、訴訟が運営された(勝田2004、pp.22-23)。

古代後期に西洋の法体系が2つに分かれる。 中世で別の法体系となる。一つは宗教の法で、 カノン法(canon law)と呼ばれる。カノンは 尺度や規範を意味するギリシア語のカノンに由 来する。もう一つは世俗の法(civil law、secular law)である。中世になると、共同体の法(慣 習法)も生まれる。中国では、この区別はなさ れなくて、儒・仏・道の教えが世俗の法や慣習 法になった。

古代ローマでは当初、十二表法だけが法であった。それ以外の、元老院と皇帝の勅令、法 学者の意見なども法または法源として参照されたが、神の掟としての法ではなかった。

<2.0>教学の誕生(主権者と民衆の関係)

宗教には神の恩恵を重視する啓示宗教に対して、アニミズムや自然崇拝の自然宗教・原始宗教、祭儀・供犠で魂を救済する密儀宗教などの区別がある。現状、キリスト教思想に影響されて、宗教は神への「信仰」が中心に置かれ、啓示宗教だけが宗教であると思われる場合が多い。そのため、例えば、池田1998 (p.210) は儒教を自然宗教であると考えた。その結論に至る論点は非常に示唆的であるが、ここでは、そのような狭義の宗教「概念」の議論は扱わない。

古代中期には儒教の巫祝やインドのバラモン等のように、まだ神との交信が重視されていた。巫祝はシャーマンである。異説はあるが、シャーマンという語の起源は満州ツングース系諸族の「サマン」という語が17世紀にロシア語に取り入れられ、20世紀に民俗学や人類学で呪術・宗教的職能者を指す語として利用されるようになった(佐々木1980、p.23)。班固(32~92)の『漢書』地理志では、南方の楚国の土着信仰は巫祝ではなく、巫鬼と見えてしまうほどになっていた。それは鬼神(超越神)崇拝にすぎず、秦・漢といった中原王朝の目には淫祀、すなわち、祀るべきでない神霊を祀るような野蛮

な信仰と映っていた(丸橋2020、p.12)。

古代後期には国家統治の思想として教学(宗教)が現れる。「体制教学」という用語がある。 古代後期では、どの教学も体制教学になろうと 競い合った時代である。数世紀の争いの結果、 体制教学になることに成功すれば、儀礼や帰属 意識で結ばれた宗教になる。

<2.1>教学の法と世俗の法

宗教の法と世俗の法が争う形になるのは中世社会である。教学ではまだ、それが未分離であるが、中世では、いわば車の両輪に譬えられる「仏法(宗教的真理)と王法(世俗的秩序)との関係は相即である」という意識になる(田尻2011, p.29)。道徳心や儀式で社会を形成する仏法(宗教の法)は帝国の法になるのに対して、王法(主権者の法)は国(政治)の法となる。

<2.2>西アジアの教学

ゾロアスター教は前7世紀にゾロアスターが 創始した宗教であると考えられている。この世 界観では、世界は善(光明)神アフラ・マズダ と悪(暗黒)神アーリマンの戦いであり、最後 は善神が勝利する。善と悪の二元論である。人 間の幸福はアフラ・マズダの恩恵を得て、最後 の審判で楽園にはいることにあると説かれた。

ゾロアスター教は善神の子である聖なる火の 崇拝を核とする教義を説いた。ゾロアスター教 が国家の統治原理となるのは遅かった。ササン 朝ペルシアの建国の祖アルダシール1世 (r.224~241) がゾロアスター教を国教として 採用した。その頃に、キリスト教やマニ教も体 制教学になろうと、しのぎを削った。

小林2015 (p.270) によると、古代ギリシア では、個人・共同体の運命を左右するものはダ イモンであった。神に従うように、ソクラテスはダイモンに従うことを人間行動の規範であると思っていて、それがギリシアの法であると考えたので、彼は死刑を受け入れた。同書(p.274)で小林は、教父アウグスウティヌス(354~430)がダイモンを批判した結果、密儀宗教(神殿宗教)が消えたという。政治の世界でも、ローマ皇帝テオドシウス1世が391/392年に異教信仰・祭儀を法律で禁止した。神殿は閉鎖され、偶像が焼却された。ゲニウス(ダイモンのラテン版)の信仰が法的に否定された。しかし、ダイモンはキリスト教の中で、デーモン(悪霊)として生き残り、祭礼や自然崇拝は民衆の中に残った。

<2.3>仏教

前5世紀頃(不詳)、ネパール南部のサーキヤ人の小国に生まれた釈迦(仏陀:ゴータマ・シッダールタ)が開祖となる仏教では他者を寛容に迎えるため、現実を直視することを説く。結果として仏教では、多様性が承認され、我執を捨てる。シャカの没後1~2世紀頃に経典が整備された。、マウリヤ朝第3代の王アショーカ(r.前268頃~前232頃)の時代に第3回の仏典結集が行われ、紀元後2世紀頃、クシャーナ朝のカニシカ王(2世紀前半頃)も仏典を整備した。

中国にも仏教は伝わった。東晋(317~420)の頃まで、漢訳仏典等では悟りや修行の道筋も「道」と表現され、仏教は「道教」と呼ばれた。 〈まちじゃう 鳩摩羅什の弟子である僧肇が「道は決して遠く にあるのではない」として、現実則真実と考え た(渡邉2007、p.30)。

唐の時代に仏教は下火であったが、信奉する人々はいた。玄奘(602~664)は630年、インド、マガダ国のナーランダー僧院で大乗仏教を学び、法相宗を開いた。達磨(ボーディダル

マ:?~532?) を始祖とする禅宗も、唐代に は、51 (638~713) が組織化に成功した。禅 は「不立文字」(真理は文字で表せない)、「以 心伝心 | (心の交わりを重んじる) といった概 念を提起して、独自の仏教となった。禅宗は経 論の学問ではなく、坐禅と問答によって直接に 仏陀の心に目覚めることを重視した。

<2.4>儒学

武帝 (r.前140~前87) 期の董仲舒 (前176頃 ~前104頃)は天人相関説を説いた。儒学の天 人相関説では、天が天子(君主)の政治の善し 悪しを裁く。天子の倫理性が低ければ、天は天 変地異をもたらして警告し、天子が善政を施せ ば、鳳凰や黄龍を遣わせて、さまざまな瑞祥が 生じると考える。孔子が未来を予言したとされ る緯書も漢代に流行した。

哀帝 (r.前6~前1年) のころにまとめられ た図讖の書を儒者が高く評価した。図讖は神秘 的な占星術的予言である。これは讖緯思想と呼 ばれる。讖緯の讖は預言という意味である。経 書で伝えられている本来の儒学は緯書とあわ さって、経緯・縦横に思想が展開したと夢想さ れた。その思想風土の中で、孔子が神格化され た。キリスト教の成立とほぼ同時代である。

後漢の初代皇帝劉秀・光武帝 (r.25~57) は 図讖を信じていた。しかし、六朝時代(3~6 世紀)には讖緯は人心を惑わす虚妄の妖言であ るとして、緯学への弾圧が始まった。晋の武帝 (r.265~290) は267年に、宋の孝武帝 (r.453~ 464) も5世紀半ばに図讖の学を禁じた(浅野 2017、pp.179-180) 讖緯思想は隋の文帝 (r.581~ 604) の時代に禁止され、煬帝 (r.604~618) も 厳しく取り締まった。密儀宗教の禁止である。

<2.5>道教

道教信者は特定の神に帰依する代わりに、「道」 を極める。道教では「道」が理想となり、政治 の世界とはほど遠い思想であると理解されるこ とが多い。

道教に教主は必ずしも必要ではないが、天師 =張陵(生没年不詳)を始祖・教主とする天師 道の場合、天師が代々伝えられた。1949年、大 陸中国で宗教が禁じられたとき、第63代天師張 🎎 🏚 (1904~1969)を初めとする道士が台湾に 逃れた (ハーツ1994、p.13)。 天師はこの場合、 ローマ教皇やカリフと同じく教主である

神塚2009 (p.30) によると、前168年以前、 黄老思想が流行していた。黄老道は黄帝と老子 のことを神仙とみなして、崇め祀る信仰で、後 漢で盛んになった。 恒帝 (r.146~167) は黄老 道を信奉した。黄帝と老子を祭り、その他の諸 祭祀を排除した。方士(道士)という聖職者が 道教信者を組織化した。

道教の始まりを教団(教学共同体)で理解す ると、2世紀後半、大平道と五斗米道から道教

大平道を率いた張角(?~184)は大賢良師 と称して、黄老道を奉じて弟子を集めた。病気 の者には首過と符水呪説を施した。首過は、病 気の原因は過去の罪過にあると考え、その懺悔 で治療するという方法である。病人の名と罪過 を書いた紙を天地水の神々に捧げ、『道徳経』 を唱えさせて、治療する (渡邉2011、p.40)。

張角は宦官の政治に反感を抱き、黄巾の乱 (184年)を起こした。張角は8州の信者を36の 区域にわけて組織化した。指導者として、「方」 という称号を与えられた道士を置いた。大方は 1万、小方は6千~8千の平信徒を擁した。「天 租之米 | という、五斗米道と呼ばれることにも なる租税を信者から集めた。

黄巾の乱に対して、後漢は党錮の禁を解除し 道教は聖人の道を説く教学として成立した。 て、儒教官僚を引き戻した。張角が病死する

と、乱は平定されたが、外戚と宦官の対立が再 発し、後漢の宮廷は混乱に陥った。

五斗米道は張陵が創始した。符籙(未来を予言するおふだ)や首過による治病で、信者から五斗の米を供出させたため五斗米道と呼ばれ、教主を天師としたので天師道とも呼ばれた。天師道には教義(天師道法)がある。信者は鬼卒、指導者は祭酒と呼ばれて、指導する人と信者の区別があった。治と呼ばれる教団が組織化され、静室と呼ばれた懺悔用の部屋もあった。ハーツは張陵の孫・張魯が漢中(現陝西省南部)に「小さな独立王国を樹立した」という(ハーツ1994、p.64)。30年ほど続いたこの王国は215年に曹操の権威に従うことに同意した。張魯は曹操の姻戚となった。曹操は天師道を公認し、天師道は魏朝を支持した。君主が教学の組織力を利用した。

マスペロ2000 (p.131) は寛洪 (283~343) が 重んじた徳の実践に関する道教の行動規範を指 摘する。「功徳にあたいする行為をなしとげる のが主であって、罪をなくすことはその次であ る」(『玉鈴経』) として、道教徒は孤児を養い、 道路を整備し、橋を架け、全財産を貧民に分配 して功徳を積んだ。現在も、行政府は社会福祉 と公共事業のために税金を徴収し、国民をまと める。その意味で、道教は行政府を目指した。

4世紀半ば以降、江南では土着豪族を中心とする人々によって、道教の経典が多数作られた。南朝・宋の第6代皇帝明帝 (r.466~472)は道士陸修静 (406~477)に、建康(現南京)の近郊に崇虚観という道観を与え、道教経典を蒐集させた(神塚2020, pp.17-18)。

隋・唐初の荘園は貴族や皇族に所有された所領が多いが、少林寺などの寺観に所属する荘園も見られた。畜力・水力で動いた石臼である碾磑の利用料も、荘家の大きな収入源となった。

儒教は家族・宗族を拠点としたので宗教施設を 有しなかったが、仏教と道教は寺観を構えて、 宗教教団として展開した。

唐の李淵 (r.618~626) は老子 (李耳) を王室の祖先とした。仏教を信奉した則天武后 (r.690~705) も晩年 (700年) には道教の儀式を主宰した。玄宗 (r.712~756) は、『老子』を愛読し、道教を好んだ天子であった。玄宗が楊貴妃と出会ったのも、道観での祭祀の時であった。『老子』『荘子』『文子』『列子』を学ばせる崇玄学 (崇玄館) も743年に建てられた。科挙の試験に準じて、これらの科目試験が課され、741年に、この4経典を科目とする官吏登用試験の制度を始めた。この制度は道挙と呼ばれ、930年まで続いた(神塚2020、pp.19、57)。

<3.0>各地の帝国の維持と崩壊

<3.1>東アジア(中華)

現中国の省の領域は、ヨーロッパ史では独立 国として理解される。中国史では、「大一統」(一統を大ぶ)という伝統から、統一王朝中心の歴 史が語られる。五胡十六国時代には地方分権的 勢力が「国」を創建したが、最終的に中央集権 化が達成された。

<3.1.1>第1紀(131~340年):後漢、三国、晋中国では儒仏道が体制理念を争い、最終的に儒教が国家の体制教学となった。159年に桓帝は宦官の協力で、外戚を排除した。その結果、宦官が朝廷を専断するようになったので、各地の処士・領袖が清流として、濁流(今流に言えば、ブラック)の宦官に挑んだ。濁流・宦官は朝廷を私物化し、自派の利益(彼らにとっての国益)を追求した。166~169年頃に宦官は数百人の党人・高官を殺害、獄死、終身禁錮に処した。宦官の勝利である。これを党錮の禁とい

う。「党」は知識人の集団である党人を、「錮」 は禁固/禁錮(公職追放)を意味する。

漢代に官僚は郷挙里選(察挙)で選ばれた。 事実上、郷里を把握していた豪族が中央官僚を 選んだ。魏を建国した曹丕 (r.220~226) は九 品中正制度を始めた。中正官が各地に派遣さ れ、官僚候補者を一品から九品までに階層化し た。中正官の報告に基づいて、中央政府が候補 者を特定の官職に任命した。西晋 (265~316) の時代に、貴族の家に生まれれば、上品を得ら れるようになった。身分差別 (「上品に寒門無 く、下品に勢族無し」) が始まった。

洛陽を都とし、西晋を創始した武帝・司馬炎 (r.265~290) は『周礼』を理想として、諸王を封建し、律令や占田・課田法を整備した。268 年正月、泰始律令が公布された。これは律20篇 (刑法) と令40篇 (行政法) からなる。法が整備され、中国史上最初の体系的な構成をもつ律令法となったと評価される (渡辺2019、p.158)。

西晋の武帝は翌269年に『晋礼』165篇を公布 した。祭祀・礼楽に関する儀注を編纂した。儀 注は各種祭祀や儀礼の個々の式次第を記述し、 実際の儀礼・祭祀執行の基準を提示したもので ある。いわば、カノン法が整備された。泰始律 令と晋礼によって、王莽時代から始まった古典 国制が法典化された。

西晋の恵帝(r.290~306)の外戚が権力を独 占しようとしたので、八王の乱(290~306)が 生じた。その鎮圧のため、王が隣接民族と同盟 を結んだため、匈奴、鮮卑、羯、氏、羌の五胡 (異民族)が勢力を増した。華北は混乱に陥り、 五胡十六国の時代(304~439)が始まった。

五胡は総じて、北方系・西方系の遊牧・牧畜を主とする部族制を採用した民族である。五胡は中国内陸部に侵入することで、胡漢の二重の統治体制を採用した。五胡十六国の時代に仏図

仏図澄は西域の亀茲(クチャ)の人で、310年に洛陽に来た。仏図澄は後趙を建国した羯族の石勒(r.319~333)による殺戮を非難したが、石勒は仏図澄の呪術や神通の力を評価して、軍師として重用し、仏教を保護した。

東晋(317~420)の貴族は儒仏道の三教を習い、儒学(経典の読解)・文学・史学・玄学(老荘思想)の四学を修めて、貴族文化を花開かせた。ちなみに、西洋の学芸も同様に4~5世紀に七つの科目に限定され、リベラル・アーツとして、今日まで伝統的に受け継がれている。自由 7科は文法、修辞学、論理学(弁証法)といった言語に関する3科と、算術、幾何、音楽、天文学といった数に関連した4科に区分される。

<3.1.2>第2紀(341~550年):北魏、東晋-宋-斉-梁

匈奴と対立した東胡の一つで、現在の中国東 北部にいた鮮卑は、匈奴が移動したあと、モン ゴル高原に移住した。部族連合のような鮮卑族 には、宇文部、拓跋部、吐谷運部など、多数の 集団(部、氏族)が含まれた(窪添2020、p.8)。

鮮卑が北魏(386~534)を建国した。北魏の初代皇帝拓跋珪・道武帝(r.386~409)の時代に北魏は8州しか支配していなかったが、太武帝(r.423~452)の時期に23州に増えた。州長官である刺史は民政を仕切った。刺史が軍隊(州軍)を指揮することもあった。州の下に郡が置かれ、郡の長官は太守と呼ばれた。その下に県がおかれ、県の長官は県令となった。地方では、鎮が設置されるようになった。太武帝の時代に鎮が増えた。37鎮中、27~28鎮が太武帝時代に設置された。

仏図澄の弟子の道安 (312~385) は経録 (経 典目録)を編纂し、律部を研究し、受戒の法を 整備し、仏法僧の三宝を定めた。前秦 (351~394) の苻健 (r.351~355) によって、長安に 招かれた時、道安は鳩摩羅什を中国に招くこと を主張した。鳩摩羅什は竜樹 (ナーガールジュナ:150頃~250頃) の教学を伝えた。竜樹はインドの哲学者で、大乗仏教を確立した。鳩摩羅 件は後秦 (384~417) の都・長安で仏教経典を 翻訳した。

道安の弟子の東晋の慧遠 (334~416) は阿弥陀仏像の前で念仏実践の請願を立てたので、のちの白蓮宗の祖と仰がれる。慧遠は「沙門王者不敬論」を著し、仏法は王法に従属しないと説いた。慧遠以降、唐代までこの論争が続いた。

沙門は僧侶を意味する。当初、僧侶は必ずし も王者に敬意を払わないものであったが、この 論争の結果、最終的に皇帝が勝利した。負けた のは慧遠が推した教学(仏教)である。

窪添2020 (pp.99-100) によると、398年、魏は都を盛楽から平城(山西省大同市) に遷した。統治手法として、部族解散を実施して、部族と族長との関係を断ち、皇帝に帰属させようとした。耕牛や農具を与えて、部族民を平城近辺に徙民(移住)させた。

北魏の法果(生没年不詳)は太祖・道武帝が仏教を好むので、帝は当今の如来であり、沙門は帝に礼を尽くすべきだとして、皇帝を顕彰した。しかし、北魏の第3代皇帝、太武帝は寇謙之を重用して、442年、新天師道(道教)を採用し、廃仏(仏教弾圧)政策を実行した。

北魏では、467年生まれの第6代皇帝・孝文帝(r.471~499)は494年に平城から洛陽に都を遷し、漢化政策を実行した。孝文帝の遷都は、鮮卑一族が暮らす平城から、漢人の中原への遷都である。孝文帝は「国を経営する大本は、何

よりも礼教である」(窪添2020、p.46)として、 漢化政策を推し進めた。礼教の具体的内容として、言語(胡語ではなく漢語)、服(胡服ではなく漢族の服)、姓(拓跋=ダルガチを改称して元)、九品官制の導入、姓族分定(家格による身分差別の導入)などがある。

480年代半ばに孝文帝は漢人官僚を登用して、 均田制、律令制、三長制を実施した。486年の 三長制で租税支払者が確定され、3長が給田、 租税・徭役の責任を負った。租税制の改革と同 時に、484年には中央官僚、486年に地方官僚の 俸禄制も定められた。それまで官僚は無報酬で あった(窪添2020、p.174)。

孝文帝は儒教の祭典儀礼を受け入れた。胡族は相対的に地位が低下し、遷都のため都から遠ざけられた軍団は不満を抱え、北魏は東西に分裂した。遷都以前、ほぼ北緯41度の線上に、武川鎮ほか計6カ所に鎮が置かれた。その鎮を守っていた関隴集団と呼ばれる軍団が、523/524年に六鎮の乱をおこした。この乱は530年にひとまず終結したが、北魏は洛陽の北方、鄴に都した東魏・北斉と、長安に都した西魏・北周に分裂した。武川鎮を拠点とした集団から北周の字文をや、隋の楊郎、唐の李淵が現われた。

<3.1.3>第3紀(551~760年):北周・陳、隋、 唐

北周の第3代武帝・宇文邕 (r.560~578) の時代に、道安 (姚道安) が「教」を論じた。道安は『二教論』 (569年) で仏教を擁護した。道安によると、帝王が世を治めて、太平を開き、礼楽を制作する。そのような王者が後世の「教えの主」になれるとして、周公を「教主」と認めた。「教」の要素として、道安たちは教主と経典を措定した。教主は帝王・天子でなければならいないので、道安は老子や孔子は教主ではないと論じた。結論として、仏教と儒教(孔子

の儒教ではなく、周公の儒教) の二教が認められた。(浅野2017、pp.218-221)。

隋の文帝(r.581~604)楊堅は貢挙(のちの科挙)制度を採用した。この官吏登用制度は清の時代まで続いた。文帝は儒教の祭祀を継承して、即位儀礼を行い、都の東に仏教の大興善寺、西に道教の玄都観を建立した。

文帝は法制度として律令を整えた。581年、 太尉于翼(?~583)達14人に律令の編纂を命 じた。魏晋から南朝斉梁までの刑典が編纂さ れ、同年10月12日に頒行された(渡辺2019、 p.189)。583年、蘇威は牛弘(545~610)等7人 と、勅命を受けて、前年の律条を削減し、改訂 新律12巻を編纂した。この開皇律令は、西晋以 来の律令の集大成となり、唐代に受け継がれ た。

唐の高祖李淵の次男太宗李世民(r.626~649) は三省六部、均田制、租庸調制、府兵制といっ た律令体制を維持した。律令格式は、それぞ れ、刑法、行政法、追加法、施行細則を意味す る。ヨーロッパと異なり、民法が手薄である。

642年、太宗の時代に、孔穎達を中心に五経の注釈書である『五経正義』(全223巻)が編纂された。これは漢や魏の注や南北朝の義疏学を継承して、訓詁学を集大成したものである。しかし、太宗は道教を重んじた。宮中における道士と僧侶の並び順は道先僧後とした。次の高宗も官僚や王族に『道徳経(老子)』を学ばせて、科挙の明経科に老子策を設けて、『道徳経』から出題するようにした。

中国史で古代後期の最後を飾る人物は玄宗である。玄宗も725年泰山で封禅祭祀を挙行し、治世の前半は「開元の治」と称えられる平和な治世を送った。738年、宰相李林甫(?~752)が『大唐六典』30巻をまとめた。これは十数年かけて、格・式などの法令条文を基礎資料とし、『周礼』を参考にしながら、中央の三省六

部、地方の州県制、末端の郷村制などをまとめ たものである。

751年にタラス河畔の戦いでアッバース朝に 敗れて、玄宗の治世は乱れる。玄宗は傭兵を中心とした募兵制を採用し、各地に節度使を配置 した。最も有名な人物が平廬・范陽・河東の3 節度使を兼ねた安禄山である。安禄山はソグド系の父を持ち、母は突厥のシャーマンで、養父の出身地ブハラを意味する安を姓とした。安史の乱(755~763)は失敗したが、宿敵の宰相・楊国忠は殺害され、玄宗も退位した。律令制は崩壊し、安禄山のような地方の軍閥(藩鎮)が実力で地方を統治する荘園制の時代が始まった。

<3.2>西アジア

<3.2.1>第1紀(131~340年): ユダヤ教、マニ教、ササン朝ペルシア

西アジアでいわゆる一神教が生まれた。ユダヤ教は古代初期から続く氏族宗教(神殿宗教)の外観を現代まで脱することができていない。 氏族的紐帯が民族共同体として残存した。ユダヤ教徒=ユダヤ人になるためには、ユダヤ教に改宗すること、母がユダヤ教徒であることが必要である。信仰と血縁でユダヤ人になる(市川2009、p.6)。

ユダヤ人はハラハー(道、歩み)と呼ばれる ユダヤの道徳律に従って生活する。イエス・キ リストと同時代人のラビ(律法学者)であるヒ レルはトーラー(旧約律法)からハラハーを演 繹する手法を提示した。その一つに黄金律があ る。「自分がしてほしくないことを他人にして はならない」という格言である(市川2009、 p.56)。

市川2009(pp.10-11)はユダヤ人の離散を重く見る。離散の過程で、ユダヤ人はラビを指導者とするケヒラー(教学共同体)を形成し、5

~6世紀頃に、タルムードを参照するユダヤ法が彼らの生活規範となった。その結果生まれた中世のユダヤ教はラビ・ユダヤ教あるいは規範的ユダヤ教と表現できると市川は言う。

古代後期に、ユダヤ教の経典であり口伝律法であるミシュナと、その註釈であるゲマラをあわせて、タルムードが作られた。ユダヤ人はタルムードに従って生活する。ミシュナは200年頃に編集されたもので、種子篇(農学)、聖会篇、婦女篇(婚姻)、損害篇(民法・刑法)、聖物篇(祭儀)、聖潔篇の6部からなる。400年頃にパレスティナ・タルムード、500年頃にバビロニア・タルムードが成立し、成文トーラーから613戒の戒律が規定され、それに則って生活するのがユダヤ人となる。ケヒラーでは、割礼、成人式、安息日の遵守、偶像崇拝禁止などが生活規範となった。

古代後期の教学の特徴をユダヤ教ももっている。経典が作られ、生活習慣が戒律の形で、条文化され、強制的規律になる。そして、人々が帰属意識を持つ教学共同体が作られた。

ローマ統治時代にユダヤ社会にはサンヘドリンと呼ばれる、71人で構成された裁判・徴税機関があった。サンヘドリンと属州総督の決定で、イエス・キリストは処刑された。66年、ギリシア人住民との衝突がきっかけとなって、第1次ユダヤ戦争(66~70)が始った。ローマ帝国との戦いで、70年にエルサレム神殿が破壊された。神殿の破壊とともに、サンヘドリンも基本的には失われた。

その後、穏健派はローマ総督からヤブネ(エルサレムの外港ヤッファの近く)のぶどう園を 下賜され、サンヘドリンの再興を目指した。

ハドリアヌス帝の時代、第2次ユダヤ戦争 (132~135) でユダヤ人はエルサレムから追放され、4世紀まで戻れなかった。属州ユダヤはシリア・パレスティナ、エルサレムはアエリ

ア・カピトリナと改称された。アエリアは皇帝 ハドリアヌスの家名、カピトリナはローマの 神々ユピテル、ユノ、ミネルウァが置かれたカ ピトリヌスの丘にちなんだ都市名である。ユダ ヤの神殿ではなく、古来のローマの神殿が強要 された。いわば、神殿宗教のつぶし合いで、 ローマが勝った。

その後、ミシュナの編纂が始り、ラビが指導する共同体が生まれた。しかし、ユダヤ人がローマ帝国から追放されたのではない。エルサレムから160kmほど北に位置するガリラヤ湖西岸のティベリアに学塾を構えたラビ・ヨハナンのもとには、世界各地から弟子が集まった。ユダヤ人はローマの神々を受け入れられなかったし、キリスト教徒にもなれなかった。

マニ教はマーニー・ハイイェー(216~277)が説いた教えに端を発する⁽⁴⁾。マーニーはイラン系で、パルティア(前247頃?~後224頃?)の貴族出身であった。パルティアはファールス地方に興ったササン朝ペルシア(224~651)のアルダシール1世(r.224~240)によって滅ぼされた。

青木2010 (p.21) によると、マニ教は教祖マーニーの頭脳で組み立てられた人工の宗教(マーニー作の書物・経典の宗教) であった。その多くは東方アラム語、一部は中世ペルシア語で記録された。『大いなる福音』(預言者論)、『生命の宝庫』(マニ教の教義)、『伝説の書』(創造神話等)、『奥義書』(反駁の書)、『巨人の書』(ある種の神話)、『書簡集』(使徒達への書簡集)、『讃歌と祈禱文』といった七聖典が編纂された(青木2010、p.24)。

マーニーは晩年ササン朝ペルシア皇帝の侍医として政争に巻き込まれた(青木2010、p.22)。マニ教は「自分たち」が共有すべき物語を作るのには成功した。青木2010(pp.144-146)によ

ると、マーニーにとって、人間は「死すべき種族の者たち」である。マーニーはそのような人間に「道(パンド)」を示し、それを克服することを教えた。彼は宇宙の運命に対して、個々人が責任を負い、光の要素を解放することで善を実現することを賞賛した。マーニーの神はミフル神(アヴェスター語でミスラ神、サンスクリット語でミトラ神)である。ちなみに、150年頃から、ローマ帝国でミトラ教が盛んになった時期がある。ミトラは弥勒信仰として仏教に受け継がれた。

ササン朝はクテシフォンを都として、ゾロアスター教を国教(体制教学?)と定めた。第2代皇帝シャープール1世(r.241頃~272頃)はシリアでローマ軍とたたかい、ローマ皇帝ヴァレリアヌス(r.253~260)を捕虜とした。ササン朝の時代にゾロアスター教の教典『アヴェスター』が編纂された。

<3.2.2>第2紀(341~550年):ビザンツ帝国世界史で学ぶビザンツ帝国という呼称は古来のローマ帝国と区別するための歴史学の用語である。当時は、ローマ帝国であり、その住民は自称ローマ人であった。この論考では、ビザンツ帝国の領域であった地域は汎ギリシア圏と表現しておく。ただし、古代初期にイタリア半島の南部にあったマグナ・グラキア(大ギリシア)は、汎ギリシア圏から外しておく。3世紀頃、汎ギリシア圏の周辺部、ドナウ川下流域の属州モエシア、バルカン半島東部の属州トラキア、現ルーマニア付近の属州ダキアに、北方からゲルマン人が侵入してきた(細川1997、pp.6-7)。

中谷2020 (p.10) は、ビザンツ帝国では、古来の都市参事会の役割が衰微したのに対して、その役割を積極的に担ったのがキリスト教の教

会であったという。そして、司教制度がディオ クレティアヌス以来の属州行政システム(道管 区制度)にあわせて整備された。

コンスタンティウス 2世 (r.337~361) の時代にコンスタンティノープルの元老院が形を整えた。キリスト教徒の多くが公職に就き、4世紀に主教が都市行政に関わって、有力者の仲間入りを果たした。

コンスタンティウス 2世はアリウス派である (蔀2018、pp.162-163)。皇帝は南アラビアにも 影響力を持とうとした。海路、アラビア半島を 訪れるローマ商人のために教会建設の許可を得ることを目的に、アリウス派の使節団をヒムヤル王の下に派遣した。アラビア半島の南西部に 位置するヒムヤル王国は交易港アデンで有名であり、インドとの貿易の中継点として栄えていた。

テオドシウス1世 (r.379~395) は392年にキリスト教を国教とした。神殿宗教が排除された。393年、テオドシウスはオリンピア競技会も廃止した。彼が395年1月17日にミラノで死去した時、その子ども達が皇帝位を継いだ。結果として、ローマ帝国は東西に分裂した。東ローマ帝国はテオドシウス後、ではなく、多数説ではコンスタンティメス帝がコンスタンティノープルを建設した時から、東ローマ帝国が始まる。

テオドシウス 2世 (r.408~450) はフン人に 金銭を支払って戦争を回避した皇帝である。彼 はコンスタンティヌス時代以降に発布された諸 法を集成することを命じて、437年に『テオドシ ウス法典』が編纂された。ヘリン2010 (p.104) によると、古代ローマでは、政務官布告、ロー マ元老院議決、皇帝の勅令などが法となり、時 には、皇帝への請願からも法が制定された。そ して、その法はローマ帝国の主要な都市やすべ ての属州首府に置かれた法廷で適用された。テ オドシウス2世以降、法令がギリシア語で発布された。

ユスティニアヌス (r.527~565) の頃から、 主教が都市の守護者、長としての役割を果たす ようになった。都市毎に主教が置かれ、属州の 首都に府主教、府主教の上に総主教が置かれ た。

2世紀半ば以降、ローマ帝国では皇帝が唯一の法の制定者になっていたが、皇帝を取り巻く 法学者が実質的に法を制定した。スコラスティコイと呼ばれる実務経験のある特殊な法律家集団が生まれ、彼らが中心になって、ローマ、アレクサンドリア、アテネ、コンスタンティノープル、ベーリュトス(現ベイルート)が法学教育のもっとも重要な中心地となった。ヘリン2010 (p.105) によると、もっとも重要であったのはベーリュトスであったが、551年の地震で街が破壊された。

ユスティニアヌスは今日のセルビアの農家の出身である。彼がトリボニアヌス(545年没?)ら法学者を集めて、『ローマ法大全』をまとめた。『ローマ法大全』はラテン語からギリシア語に翻訳された。『ローマ法大全』の一部で、法学者の学説を集めた『学説彙纂』(533年、ディゲスタ、パンデクテン)の「皇帝の勅令」という章では、「皇帝が書簡により、あるいは署名により決定したこと、あるいは宣言したこと、これらすべてが法となる」。皇帝の言動が帝国の法となった(高田2022、p.13-14)。

ローマ法は適用されたのであろうか。マラヴァル2005 (pp.56-57) はシリアやエジプトでは言葉が通じなかったし、その土地の法が適用され、調停が行われたという。その仲裁人として、司教が介入した。ビザンツ帝国では、地方自治を担ったのが、教会であった。法典はしだいにオリエントでは、忘れさられた。

勝田2004 (p.62) は、イタリアでは、「テオドシウス法典」を中心とする卑俗ローマ法が支配的で、新たに古典ローマ法の成果を使う必要性はなかったという。ローマ法の継受までユスティニアヌス法典は忘れられた。

<3.2.3>第3紀(551~760年):ビザンツ帝国 西洋では、12世紀に教会のカノン法と皇帝の ローマ法が相容れないほど分離することで、宗 教と法学が別物になった。その方向性が8世紀 までに始まっていた。

ローマ法の特徴として、ヘリン2010 (p.107) によると、結婚・離婚、財産や所有に関する法律、契約・違約、相続法に焦点が当てられていた。民事、刑事のいずれの事件においても、裁判は訴訟手続法に則って実施された。

アンティオキアでもコンスタンティノープルでも、580年ごろに教会法が集成された。これはノモカノンと呼ばれた。ノモス(民法)とカノン(教会法)の合成語である。

もっとも重要な『十四の表題からなるノモカノン』は、おそらくヘラクレイオス帝(r.610~641)の治世に集約されたもので、6世紀の総主教の著作を援用した。ヘラクレイオス帝は公用語をラテン語からギリシア語に変更し、皇帝をバシレウス(ギリシャ語で「王」)と呼ぶようになった。それまでは、ラテン語でインペラートル(命令権の保持者)と称した。

ヘラクレイオス帝はササン朝ペルシアと戦って負けた。612年にエルサレムが陥落し、5年後エジプトも陥落した。しかし、ササン朝の内紛で、失地の回復に成功し、エルサレムに入城した。ところが、628年ペルシアの首都を攻略したアラブ軍が地中海東部にも侵攻してきた。636年、ダマスカスとエルサレムの中間点あたりのヤルムーク川の戦いでビザンツ軍がアラブ軍に負け、ビザンツ帝国はこの地方から撤退し

た。

アラブ軍はイスラーム教の軍隊である。6世紀にメッカは古来の神々が祀られ、カーバ神殿にはその偶像が置かれていた。メッカ生まれのムハンマド(570頃~632)は610年頃、神の啓示を受けた。ムハンマドの下に集まった人々とともにイスラーム教が創始された。第2代正統カリフ、ウマル(r.634~644)の時代にアラブの拡大が始まった。その後、ウマイヤ家がカリフの地位を世襲するウマイヤ朝(661~750)が始まり、ダマスカスを都とした。アラブも体制教学、イスラム教で官僚が統治する社会となった。

<3.3>ヨーロッパ

<3.3.1>第1紀(131~340年):帝政ローマ

五賢帝の2人目の皇帝トラヤヌス (r.98~117) 以後は、ローマ皇帝は属州の出身者も多くなる。トラヤヌスと次のハドリアヌス (r.117~138) は元老院属州ヒスパニア・バエティカのイタリカ (現セヴィーリャ北西の町) 出身である。ローマの帝国というより、この時代から、ローマを都としないことが多い「ローマ帝国」の時代が始まった。

アントニヌス(俗称カラカラ帝:r.211~217)は212年にアントニヌス勅令を出した。それまでローマ法は原則として、ローマ市民にだけ適用されていた。しかし、属州からもローマ法の適用を望む声があがり、カラカラ帝が帝国に住む全自由人に対してローマ法を適用すると決定した。これは相続税等の税収を引き上げるのが目的であったと言われる。

軍人皇帝の一人、ガリエヌス (r.253~268) はイリュリア出身である。イリュリアはバルカン半島東部の現クロアチア付近にある地方である。彼以降、この地方出身で兵卒から力でのし

上がってきた軍人皇帝が続けて帝位に就いたので、彼らは「イリュリア人皇帝」と呼ばれる(レミィ2010. p.9の訳注)。

ディオクレティアヌス帝 (r.284~305) は ローマ帝国を東西にわけて、そのそれぞれを正帝 (称号がアウグストゥス) と副帝 (称号がカエサル) に統治させる形で、四帝分治制を採用した (5)。東の正帝であるディオクレティアヌスはオリエンス道を統治し、ニコメディアを拠点とした。西の正帝としてマクシミアヌス (r.286~305) が選ばれた。マクシミアヌスはイタリア道を統治し、メディオラヌム (現ミラノ) を 拠点とした。

東の副帝はガレリウスであり、イリュリクム 道を統治し、シルミウム(現セルビア共和国西 部)を拠点とした。西の副帝はコンスタンティ ウス=クロルスが就任し、ガリア道を統治し、 アウグスタ・トレウェロルム(現トリーア)を 拠点とした。その子がコンスタンティヌスであ る。

ディオクレティアヌスは現クロアチアのスプリット近郊のサロナエ (現ソリン) で生まれたと言われる (レミィ2010、p.12)。サロナエは古代イリュリア王国の都であった。当時、属州イリュリアではラテン語が話されていたが、ディオクレティアヌスはラテン語もギリシア語も話せた (LePree2019, p.333)。

東の正帝としてディオクレティアヌスは298年に、ササン朝ペルシアとの戦争で勝利した。彼は59歳のとき、ニコメディアで引退宣言を行ってスプリットに戻り、余生を過ごした。宮殿の敷地内にユピテル神を祀った私的な神殿跡が、現在も残っている。

ディオクレティアヌスは自分をヨウィウス (神ユピテルの子)と顕彰した。ディオクレ ティアヌスはローマの神々を否定する新興宗教 を嫌った。彼は宮廷や軍隊からキリスト教徒を 追放し、教会を閉鎖し、経典を没収し、牧師を逮捕し、そして、供犠を要求した。ディオクレティアヌスはマニ教も弾圧した。彼は297年にマニ教禁止令を発布した。他方、ササン朝領内では、マニ教に保護が与えられた。

バルカン半島のイリュリクムから北アフリカのキレナイカにいたる線で、ローマ帝国は東西に分かれる。バルカン半島ではこの西ではラテン語が、この東ではギリシア語が通用した。ただし、現代のように標準化はされていない。

ディオクレティアヌスの行政改革で帝国の有給官僚が3万~3.5万人ほどに増加したと言われる(LePree2019, p.335)。官僚制が整備されることで、ローマの政治形態はディオクレティアヌス以後、専制君主政(ドミナトゥス)と呼ばれるようになる。ドミヌスは家長、主、主人、支配者等の意味がある。各都市に自治が認められていたが、属州諸都市の貨幣発行が認められなくなった。比佐2018(pp.174-175)によると、諸都市が独自に造っていた貨幣は東地中海で、3世紀末に完全に消え去った。官僚制が整備され、都市の自治権が奪われ、中央集権化が進むとともに、皇帝の思惑と逆に、キリスト教が広まった。

コンスタンティヌス (r.310~337) はドナウ 川下流ナイスス (現在のセルビアのニシュ) で 生まれた。彼はコンスタンティノープルに元老 院を置き、市民には穀物を無料で供給した。コンスタンティノープルの元老院が皇帝の勅法を採択し、承認した。コンスタンティヌスは軍事と民政の区別を明確にした。かつての近衛総督 はその名称のまま行政職、裁判職に従事した。官僚は階層化され、その最上層には枢密顧問会 議が置かれた。

帝国の民も上から下まで身分的に固定され、 皇帝への依存度を強めていった。地方の都市は 独自の神殿を失った。税金の物納化が進んだ。 神殿をよりどころとする都市運営を廃止し、身 分を固定した。

コンスタンティヌス帝は当初、太陽神を信じていた。313年、西の皇帝リキニウス(r.308~324)とミラノで会して、ミラノ勅令(宗教自由の原則)を発出した。これで、帝国領内の諸宗教の自由な布教が認められ、キリスト教もマニ教も信仰の自由を得た。マニ教はアナトリアからバルカン半島に拡大し、313~392年に、キリスト教とマニ教がしのぎを削ったとも言われる。

コンスタンティヌスはローマ最高神官の職を保持し、伝統祭儀も行わせた。キリスト教だけで統治しようとしたのではない。キリスト教徒側は皇帝を神の地上の代理人と考えて、皇帝を教会発展の後ろ盾とした。この教えに対して、コンスタンティヌスはキリスト教徒を官職に抜擢することで応えた。皇帝は教会と聖職者に保護を与え、数々の立法を行った。

<3.3.2>第2紀(341~550年):ゲルマン民族 の侵攻

ローマ帝国の農業奴隷は急速にその数を減少させた。ウァレンティニアヌス1世 (r.364~375) は奴隷を土地から切り離して売却することを正式に禁止した (アンダーソン1984、p.88)。のちにイギリスの法学者ブラクトン (1210頃~1268) は「農奴は彼らの土地から切り離されないという特権を享受している」と述べた。ウァレンティアヌス1世の時代に、奴隷は農奴の性格を持つようになったと理解できる。ただし、奴隷がいなくなったのではない。

西ローマ帝国はホノリウスに委ねられ、401年に、ラヴェンナが正式な首都となった。ゲルマン諸族がイタリア半島にも侵入してきた。西ゴートのアラリック王は410年にローマに入城

して、略奪を行った。

ゲルマン人の大移動でイベリア半島のバエティカ (半島南部) にヴァンダル族が定住した。ヴァンダルにちなんで、この地方はアンダルシアと呼ばれるようになる。ヴァンダルはもとパンノニアに定住していた東ゲルマン人の一派である。ヴァンダル族のガイセリック王 (r.428?~477) は439年にはカルタゴを中心にヴァンダル王国を建国した。そして、455年、ローマを略奪した。しかし、ユスティニアヌスが533/534年、ヴァンダル王国を制圧し、西地中海島嶼部を含めた制海権も奪取した。

カルタゴ (現チュニス近郊) の西方、ヒッポ・レギウス (現アルジェリアのアナバ) の司教アウグスティヌスはマニ教を攻撃した。彼は19歳~28歳まで、マニ教徒として過ごしたが、387年春に洗礼を受けて、キリスト教に改宗した。その翌年、34歳でマニ教への反駁をラテン語で執筆し始めた⁽⁶⁾。この頃、プラトンがキリストの教えに似ているとして、古典をキリスト教的に教える人が多く、キリスト教信者が増えた(LePree2019, p.961)。プラトン主義的キリスト教徒と評価されるアウグスティヌスはマニ教=邪教のイメージを定着させた。その晩年にヴァンダル族がヒッポ周辺にも侵入した。

トロサ (現トゥールーズ) を拠点とした西ゴート族もイベリア半島に侵入して、半島の征服に成功した。6世紀初め、西ゴート人20万人に対して、旧ローマ属州ヒスパニア住民600万人という人口構成であった(立石1998、p.16)。それも理由の一つであろうが、属人主義で法が適用された。先住民にはローマ法が、西ゴート人には西ゴートの法(エウリック法典)が適用された。アリウス派のエウリック王(r.466~484) はラテン語で西ゴート法を成文化した。北魏で鮮卑と漢族との調整が問題になったよう

に、西ゴート王国でも、少数の軍事的支配者と 多数の定住民の間の調整が問題となった(玉置 2008、pp.38-40)。

テオドシウス法典は西方にも大きな影響を与え、各地の地方慣習法やゲルマン人の法典に及んだ(ヘリン2010、p.107)。ユスティニアヌス法典が南イタリア以外には影響しなかったのと対照的であった。

<3.3.3>第3紀 (551~760年): ゲルマン系国家とフランク王国

東ローマ軍がヒスパニアに侵入し、554年から約70年間、ヒスパニア南部は東ローマ帝国領に組み入れられた。西ゴート王国のレカレド(r.586~601)は587年第3回トレード公会議で王国のカトリック改宗を宣言した。アリウス派の典礼がおこなわれなくなり、ゴート語も姿を消した。その後、教会会議での議決が世俗法として立法された。(玉置2008、pp.50-53)。625年までに、西ゴート王国は巻き返しに成功した。

630年代以降、カトリック教会が王権との提携を強めた。王位継承や法典の整備に教会が積極的にかかわった。633年の第4回トレード公会議以降、教会が王の即位を権威づけて、王国の統治を正当化させる思想を提供することで、キリスト教会が王国の司法・行政の組織化の中心に位置するようになった。

653年に第8回トレード公会議で『西ゴート法典』が提案され、654年、これが属地法として公布された。属人的にローマ系住民と西ゴート人に別々に適用されていた法が、ここで、西ゴート王国の法になった。レケスウィント王(r.649~672)が招集し、有力貴族が列席した公会議(のちの宗教会議)で作成・署名された西ゴート法典の第2編第1条で「君主も臣民も法の威に服する」と規定された(玉置2008、p.58)。

西ゴート法典では、結婚・相続などの家族法や、窃盗・殺人などの刑法、そして、奴隷・解放に関する身分法が条文の多くを占めた。この法典の冒頭で、「一つの体(王国)・一つの頭(王)・一つの魂(法)」という比喩が語られた(立石1998、p.20)。法は国王の好み=魂を表現するものとして、王が統治する一定の領域(王国)に強制される規範になった。

しかし、711年、アフリカからムスリムのベルベル人が侵入して、西ゴート王国は滅び、イベリア半島はムスリムの土地になった。714年までには、イベリア半島のほぼ全域がイスラーム勢力の支配下に入り、アラビア語でアンダルスと呼ばれるようになった。

ランゴバルド人もイタリア半島に侵入して、現在のロンバルディア州パヴィーアに都を置き、ランゴバルド王国(568~774)が樹立された。ランゴバルド王国は7世紀にほぼイタリア半島を制圧したが、ラヴェンナとローマを結ぶ地域(半島の中央部)と半島のつま先にあるカラブリア地方は、東ローマ帝国の領土として残った。

ランゴバルド王国の繁栄の時代を築いた7世紀のロタリ王 (r.636~652) のもとで、ゲルマン部族法の一つ、ロタリ王法典(643年) がラテン語で作成された。388カ条のロタリ王法典では王との関係の他、自由人と奴隷等の身分差による罰の差も規定された。通行妨害、家屋侵入、殴打、傷害(頭、眼、小指等の部位別)、殺害、放火、相続、姦通、婚姻、女の略奪、身分差婚、売買、占有、差押、窃盗等が規定され、相続割合や賠償額等が規定された。例えば、129~137条で、身分別の殺害に対する賠償金(単位はソリドゥス)が規定されている(塙1992、pp.69-73)。アルディウス(解放奴隷)は60、ミニステリアレ(家僕)は50、マッサリウ

ス奴隷(賦役農民)や牛飼奴隷は20、農耕奴隷(マッサリウスの下の奴隷)は16ソリドゥスと規定され、その賠償額はおそらくその所有者に支払われる。

まとめ

古代後期に古来の神殿と供犠を中心とする密 儀宗教でまとまっていた国に教学が浸透してき て、教学組織を利用した官僚集団が生まれた。 まだ部族的・属人的な要素が残っていたため、 その土地に多い民族にあわせて法が整備される ことで、人々は国の一員として、同じ法で裁か れるようになった。属人的・民族主義的な主張 を貫いたユダヤ教もあるが、多くの国では法 が、君主の世俗法と、儒教のような教学の中の 祭祀を中心とした礼法(神の法)に分かれた。

注

- 1) 講義科目の「経済史入門」では、教科書として、児 島秀樹(2017)『経済史の種I』、『経済史の種II』学 文社を利用している。
- 2) 児島秀樹 (2020)「経済史から見た法制度の変遷:序、 先史時代」『明星大学経済学研究紀要』52 (1-2)、同 名論考 (2022)「古代初期 (紀元前1130~前501)」同 誌53(1-2)、同名論考 (2022)「古代中期 (紀元前500 年~後130年)」同誌54(1)。今回の引用・参照文献の 一部は、これらの論文に載っている。
- 3) 加藤2001, pp.119f.で、ハーディンへの批判も含めて、 法学の立場からコモンズの考察が行われている。
- 4) 青木2010は、マニ教を原音に忠実に「マーニー教」 と表記している。ここでは慣用に従って、マニ教とす
- 5) 四帝分治制 (テトラルキア: tetrarchia) は、レミィ 2010の訳者の大清水が帝国を分断してはいないので、「分治」ではなく、「統治」と訳したと説明している (レミィ2010、p.151)。大月2021や田中2020も四分統 治と訳している。
- 6) アウグスティヌス1979に「二つの魂」や「善の本性」など、マニ教の二元論を批判した論文が翻訳されている。肉体を悪と考え、結婚を蔑視するマニ教に対して、結婚の善を擁護したという理由で、「結婚の善」も収められている。

参考文献

[資料]

- アウグスティヌス (1979) 『マニ教駁論集』 岡野昌雄訳、 アウグスティヌス著作集7、教文館。
- 久保正幡先生還曆記念出版準備会(1978)『西洋法制史 料選:久保正幡先生還曆記念』創文社。
- 塙浩(1992)『ランゴバルド部族法典』(塙浩著作集1 西洋法史研究)信山社。

[ケ献]

- 青木健(2020)『ペルシア帝国』講談社現代新書、講談 社。
- 浅野裕一 (2017) 『儒教: 怨念と復讐の宗教』 講談社学 術文庫、講談社 (平凡社新書『儒教 ルサンチマンの 宗教』 (1999) の加筆・改題)。
- アンダーソン,ペリ・(1984)『古代から封建へ』(青山 吉信他訳)(人間科学叢書)刀水書房。
- 池田秀三 (1998) 『自然宗教の力:儒教を中心に』叢書 現代の宗教16、岩波書店。
- 石井公成(2019)『東アジア仏教史』岩波新書。
- 市川裕(2009)『ユダヤ教の歴史』(宗教の世界史7)、 山川出版社。
- 伊藤邦武、山内志朗、中島隆博、納富信留(編)(2020) 『世界哲学史2——古代II 世界哲学の成立と展開』 ちくま新書、筑摩書房。
- 井上文則 (2015) 『軍人皇帝のローマ:変貌する元老院 と帝国の衰亡』講談社選書メチエ、講談社。
- ウォード=パーキンズ, ブライアン・(2014)『ローマ帝 国の崩壊:文明が終わるということ』(南雲泰輔訳)、 ロゕ料
- エヴェレット, ダニエル・L・(2012) 『ピダハン: 「言語 本能」を超える文化と世界観』(屋代通子訳) みすず 書房。
- 小川英雄(2003)『ローマ帝国の神々―光はオリエントより』中公新書、中央公論新社。
- 沖本克己 (2017) 『禅: 沈黙と饒舌の仏教史』講談社選書メチエ、講談社。
- 勝田有恒、森征一、山内進(編集)(2004)『概説西洋法 制史』ミネルヴァ書房。
- 加藤雅信(2001)『「所有権」の誕生』三省堂。
- 川勝義雄(2003:初版1974)『魏晋南北朝』講談社学術 文庫、講談社。
- 菊地章太(2022)『儒教・仏教・道教:東アジアの思想 空間』講談社学術文庫、講談社。初版2008年、講談社 選書メチエ。
- 菊地章太(2013)『ユダヤ教キリスト教イスラーム:一神教の連環を解く』ちくま新書、筑摩書房。
- 北村暁夫(2019)『イタリア史10講』岩波新書、岩波書 店。

- ギボン, エドワード・(1995)『ローマ帝国衰亡史』(中野好夫訳)、ちくま学芸文庫、筑摩書房。
- 金文京(2005)『中国の歴史4:三国志の世界:後漢 三 国時代』講談社。
- グタス,ディミトリ・(2002)『ギリシア思想とアラビア 文化―初期アッバース朝の翻訳運動』(山本啓二訳) 勁草書房。
- クメール、マガリ・、ブリューノ・デュメジル (2019) 『ヨーロッパとゲルマン部族国家』(大月康弘、小澤雄 太郎訳) 文庫クセジュ、白水社。
- 倉橋良伸(他)(2002)『躍動する古代ローマ世界:支配 と解放運動をめぐって:土井正興先生追悼論文集』理 想社。
- クラーク, ジリアン・(2015) 『古代末期のローマ帝国: 多文化の織りなす世界』(足立広明訳) 白水社。
- サイモン, ジョージ・(2013)『あなたの心を操る隣人たち: 忍びよる「マニピュレーター」の見分け方、対処法』(秋山勝訳) 草思社。原書 In Sheep's Clothing 初版は1996年。
- 坂口ふみ (1996) 『「個」の誕生: キリスト教教理をつくった人びと』岩波書店。
- 佐々木毅(2012:原本2003年)『宗教と権力の政治:「哲学と政治」講義II』講談社学術文庫。
- 佐々木宏幹(1980)『シャーマニズム』中公新書。
- 蔀勇造(2018)『物語 アラビアの歴史-知られざる3000年 の興亡』中公新書、中央公論新社。
- 篠田謙一 (2022) 『人類の起源:古代DNAが語るホモ・ サピエンスの「大いなる旅」』中公新書2683。
- 篠田英朗(2012)『「国家主権」という思想:国際立憲主 義への軌跡』勁草書房。
- 篠田英朗(2021)『紛争解決ってなんだろう』ちくまプリマー新書、筑摩書房。
- 斯波義信[他編] (1997)『世界歴史大系 中国史3一五代 ~元一』山川出版社。
- シャンカラ(1988)『ウパデーシャ・サーハスリー:真 実の自己の探求』(前田専学訳)岩波文庫、岩波書店。
- ジョーンズ, A.H.M. (2009)『ヨーロッパの改宗―コン
- スタンティヌス《大帝》の生涯』(戸田聡訳)、教文館。 新谷尚紀(2017)『氏神さまと鎮守さま:神社の民俗史』 (講談社選書メチエ645)講談社。
- シンメルペニッヒ, B. (2017)『ローマ教皇庁の歴史: 古代からルネサンスまで(人間科学叢書)』(甚野尚志 他訳) 刀水書房。
- 鈴木董編(2022b)『帝国の崩壊 下:歴史上の超大国 はなぜ滅びたのか』山川出版社。
- 関哲行、中塚次郎、立石博高(編)(2008)『世界歴史大系 スペイン史〈1〉古代~近世』山川出版社。
- 高田良太 (2022)「衰退に拍車をかけた政治的緊張感の 喪失と外交の失敗 ビザンツ帝国の崩壊」、鈴木

2022b. 所収。

- 高橋正男(2008)『物語イスラエルの歴史:アブラハム から中東戦争まで』中公新書1931、中央公論新社。
- 竹内照夫(1999:初版1965)『四書五経 中国思想の形成 と展開』東洋文庫44、平凡社。
- 武内義雄(2022:初版1936)『中国思想史』講談社学術 文庫、講談社。
- 立石博高 [ほか] 編 (1998) 『スペインの歴史』昭和堂。 田中創 (2020) 『ローマ史再考:なぜ「首都」コンスタ ンティノープルが生まれたのか』NHKブックス 1265、 NHK出版。
- 玉置さよ子 (2008)「西ゴート王国の時代」、関2008所収。 富松保文 (2003)『アウグスティヌス: <私>のはじまり』 日本放送出版協会。
- 外山純子、中島賢一著(2006)『旅名人ブックス84 クロ アチア/スロヴェニア/ボスニア・ヘルツェゴヴィナ』 旅名人編集室(編集)、日系BP企画。
- 中島隆博(2022:原本2009)『荘子の哲学』講談社学術 文庫、講談社。
- 南雲泰輔(2016)『ローマ帝国の東西分裂』岩波書店。
- 長谷山彰(2016)『日本古代史:法と政治と人と』慶應義 塾大学出版会。
- バンヴェニスト, E.、ニョリ, G. (1996) 『ゾロアスター 教論考』(前田耕作篇・監訳) 東洋文庫609、平凡社。
- ハーツ, P.R. (1994) 『道教』(鈴木博訳) シリーズ世界 の宗教、青土社。
- 比佐篤(2018)『貨幣が語るローマ帝国史:権力と図像 の千年』中公新書。
- 平田茂樹 (1997)『科挙と官僚制』世界史リブレット、 山川出版社。
- ブロック,マルク・(1998)『王の奇跡:王権の超自然的 性格に関する研究/特にフランスとイギリスの場合』 (井上泰男、渡邊昌美訳) 刀水書房。
- ヘリン, ジュディス・(2010)『ビザンツ 驚くべき中世 帝国』(井上浩一監訳) 白水社。
- ホカート、A. M. (2012)『王権』(橋本和也訳)。翻訳初版は人文書院刊(1986年)、英文初版は1927年。
- 細川滋(1997)『東欧世界の成立』世界史リブレット、 山川出版社。
- 松原正毅(2021)『遊牧の人類史構造とその起源』岩波 書店。
- マラヴァル,ピエール・(2005)『皇帝ユスティニアヌス』 (大月康弘訳)文庫クセジュ883。
- マンテ、ウルリッヒ・(2008)『ローマ法の歴史』(田中実、 瀧澤栄治訳)、Minerva21世紀ライブラリー、ミネル ヴァ書房。
- 宮田律(2002)『物語 イランの歴史―誇り高きペルシ アの系譜』中公新書、中央公論新社。
- 森部豊(2013)『安禄山:「安史の乱」を起したソグド人』

- 世界史リブレット人、山川出版社。
- 森本達雄(2003)『ヒンドゥー教:インドの聖と俗』中 公新書 1707、中央公論新社。
- ラワース,ケイト・(2018)『ドーナツ経済学が世界を救う:人類と地球のためのパラダイムシフト』(黒輪篤嗣訳)河出書房新社。
- ランソン,ベルトラン・(2013)『古代末期:ローマ世界 の変容』(大清水裕、瀧本みわ訳)文庫クセジュ 981、 白水社。
- レミィ,ベルナール・(2010)『ディオクレティアヌスと 四帝統治』(大清水裕訳)文庫クセジュ、白水社。
- 渡邉義浩 (2007)『宗教から見る中国古代史 [図解雑学]』 ナツメ社。
- 渡邉義浩(2011)『三国志:演義から正史、そして史実へ』中公新書2099、中央公論新社。
- Cameron, Averil, (2nd.ed. 2012; 1st ed. 1993), "The Mediterranean World in Late Antiquity AD 395-700," Routledge.
- LePree, James Fransic (ed.), (2019), "The Byzantine Empire: A Historical Encyclopedia," vols.1, 2, ABC-CLIO.